



平成 26 年 8 月 20 日

各 位

会 社 名 株式会社 鈴木  
代表者名 代表取締役社長 鈴木 教義  
(コード: 6785、東証第一部)  
問合せ先 取締役経理部長 倉田 一  
(TEL. 026-251-2600)

### 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 8 月 20 日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 9 月 26 日開催予定の第 45 期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

#### 記

#### 1. 定款変更の理由

取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、取締役会の決議によって法令の定める範囲内で責任を免除することができる旨、ならびに社外取締役および社外監査役として適切な人材を確保し、期待される役割を十分に発揮できるようにするため、当社と社外取締役および社外監査役との間で責任限定契約を締結することができる旨の規定を、定款第 31 条（取締役の責任免除）および第 42 条（監査役の責任免除）に新設するものであります。

なお、定款第 31 条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、各監査役の同意を得ております。

#### 2. 定款変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

#### 3. 日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 26 年 9 月 26 日
定款変更の効力発生日	平成 26 年 9 月 26 日

以 上

【別紙】

変更案の内容は、以下のとおりです。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p> <p>第31条～第40条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第42条～第49条 (条文省略)</p>	<p><u>(取締役の責任免除)</u></p> <p>第31条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第32条～第41条 (現行どおり)</p> <p><u>(監査役の責任免除)</u></p> <p>第42条 当社は、<u>会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条の第1項の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第43条～第50条 (現行どおり)</p>